

くらしのサポーター

通信

2023
6月号

徳島県消費者情報センター

No.200

18歳・19歳の消費者トラブルの状況
—成年年齢引下げから1年—

2022年4月1日の成年年齢引下げから1年が経過しました。ここでは、この1年間に18歳・19歳に多かった消費者トラブルの状況をご紹介します。

順位	商品・役務等
1	脱毛エステ
2	商品一般
3	出会い系サイト・アプリ
4	他の内職・副業
5	賃貸アパート
6	他の健康食品
7	医療サービス
8	役務その他サービス
9	アダルト情報
10	脱毛剤

【1位 脱毛エステ】

「体験で店舗へ行ったところ、全身脱毛の説明をしつこくされてしまった」「解約の電話をしているがつかず、メールを送っても返事がない」などの相談が寄せられています。

【2位 商品一般】

「身に覚えのない商品が届いた」という相談や架空請求についての相談が多く寄せられています。

【3位 出会い系サイト・アプリ】

「SNSで知り合った異性に誘導されて出会い系サイトに登録したが、やり取りや個人情報交換のためにポイント代を次々と求められた」「異性の悩みを聞いて報酬を得る仕事に興味を持ち、サイトに登録して悩みを聞き始めた。報酬を受け取るために費用がかかるこのことで課金したが、報酬が受け取れず支払いを求められ続ける」という相談が寄せられています。

トラブル防止のポイント

- (1) 安さや気軽さ、メリットを強調した広告に注意！
- (2) 契約をせかす勧誘や借金を促す勧誘に注意！
- (3) 契約はその後のことを考えて慎重に検討する！不安があれば周りに相談する！
- (4) 契約後、クーリング・オフや契約の取消しができる場合がある
- (5) トラブルにあったら、早めに消費生活センター等に相談する

【国民生活センター】

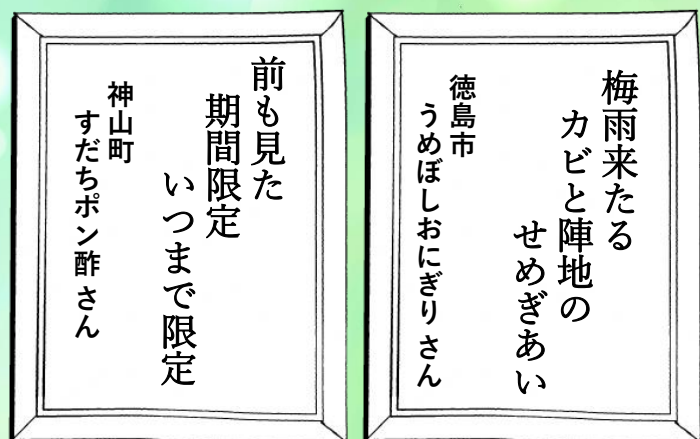
困ったとき、心配になったときは、
消費者ホットライン

い や や


188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いします。

くらサポ川柳



遠隔操作アプリを悪用して借金をさせる副業や投資の勧誘に注意！

副業や投資に関する情報商材のトラブルに関する相談が依然として寄せられています。特に若者の場合、支払いのために借金をさせられるケースが多くみられます。

【事例1】

副業の高額サポート契約を勧誘され、お金がないと断ると、遠隔操作アプリを通じて借金の仕方を指南された

【事例2】

遠隔操作アプリで画面共有をしながらFXの自動売買ツールのプランの勧誘を受け、そのまま借金の申請も誘導された



イラスト：IPA(独立行政法人情報処理推進機構)作成

<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/attention/2023/mgdayori20230411.html>

トラブル防止のポイント

- (1) 「簡単に稼げる」という広告をうのみにしない！**借金してまで契約しない！**
- (2) **遠隔操作アプリは安易にインストールしない！**
- (3) 遠隔操作等で貸金業者サイトに登録してしまったら、**IDやパスワードを変更するなど悪用されないための対策を取る！**
- (4) 不安に思った場合やトラブルに遭った場合は、**消費者ホットライン「188」番に相談！**
【国民生活センター】

《コラム》クーリング・オフってなに？

～県消費者法務専門員：中川まな美(弁護士)～

みなさん、クーリング・オフって、何のことかご存じですか。

藪から棒に、何を言うのかとお思いでしょう。この冊子をごらんのみなさんだったら、当然ご存じですね。

クーリング・オフというのは、いったん契約の申込や締結をした場合でも、一定の期間であれば、無条件で契約の申込を撤回したり、契約を解除したりできる制度です。

特定商取引法では、訪問販売、電話勧誘販売、エステや学習塾などの特定継続的役務提供、マルチ商法等の連鎖販売取引等について、クーリング・オフを定めています。

ところで、消費者庁は令和5年4月、全国の15歳以上の男女を対象に、特定商取引法などについて、インターネットによるアンケート調査（消費生活意識調査）を行いました。そうしたところ、約9割の人が『「クーリング・オフ」制度の名称を知っている』と回答しました。

ところが、その人たちの約8割は、『通信販売での買い物で、クーリング・オフをすることができる』と回答したそうです。

(出典：消費者庁ウェブサイト)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/research_report/survey_003/assets/survey_003_230608_03.pdf

みなさんご存じのとおり、通信販売での買い物は、クーリング・オフ制度の対象外ですので、通信販売で買い物をしたあとにクーリング・オフを主張してお金を返してもらったりすることはできません。

このように、「クーリング・オフ」という言葉自体は、かなり認知されているようなのですが、その内容については、十分浸透していないようです。

消費者問題に関する知識は、実際に使えなければ意味がありません。消費差トラブルに直面したときに、適切に対応できるよう、私たち一人一人が正しい知識を身につける必要があります。

みなさんも、機会があれば、家族や周りの方々と、消費者トラブルについて話し合ってみてください。みんなで理解を深めていきましょう。

お知らせコーナー

徳島県金融広報委員会からのお知らせ

令和5年度フレアキャンパス講座

参加無料
(要申込)

くらしの
すてっぴ
あっぴ
教室

in 徳島市

令和5年
8月26日(土)

午前の部 午前10時30分～正午
(受付開始:午前10時15分)

午後の部 午後1時30分～午後3時
(受付開始:午後1時15分)

講師:金融広報アドバイザー 岩崎 圭子

県庁 グランヴィリオホテル

55 ● 高田中学校

● センチュリープラザホテル

● ユニクロ 文理大学

● ふれあい健康館

● はるやま

● クーズデンキ 文理中高

● アフリカー

アスティ
とくしま
ときわプラザ

お車でお越しの場合は
アスティとくしまの
駐車場をご利用ください。
(入場時1回200円)

●開催日時

令和5年8月26日(土)

午前の部 午前10時30分～正午

午後の部 午後1時30分～午後3時

●会場

ときわプラザ(アスティとくしま2階)

徳島県立男女共同参画総合支援センター学習室

●対象

小学校1～3年生とその保護者

午前・午後各30名程度

●内容

1時限目 家庭科(1時間10分)

テーマ:親子で考えるお金とのかかわり方

2時限目 図画工作(20分)

お子様 世界でひとつだけの貯金箱を作ろう

保護者 お金教育のすすめ

●募集期間

7月13日(木)～7月27日(木) 必着

●詳しくは

徳島県金融広報委員会のHPへ

<http://www.tokushima-shiruporuto.jp>

問い合わせ

ときわプラザ TEL 088-655-3911

(徳島県立男女共同参画総合支援センター)

午前10時～午後6時(休館日:火曜)

徳島県労働委員会からのお知らせ

徳島県労働委員会とは

パワハラ、賃金未払、解雇、退職などの労使間のトラブルについて、弁護士等の「公益委員」、労働組合役員等の「労働者委員」、会社経営者等の「使用者委員」が三者一体となって、公正・中立の立場から「労働相談」や「あっせん」により、労働紛争解決のお手伝いをしています。

労働者の方も、使用者の方も利用できます。

誰でも簡単に
利用できます!

「駅前労働相談会」

相談無料

秘密厳守

日時 令和5年7月23日(日) 午後1時～4時30分(受付は4時まで)

場所 シビックセンター4階(アミコビル内)

申込 事前予約優先(7/21(金)午後3時まで)労働委員会事務局まで



予約サイト

委員相談
毎週実施

「労働委員会委員による労働相談」

・原則毎週木曜午後2時～4時(60分/人)

・事前予約制・受付は相談日前日の午後3時まで



予約サイト

来所、電話、
メールで相談受付

徳島県労働委員会事務局(県庁11階) 土・日・祝日を除く

午前8時30分～午後6時15分

電話 088-621-3234(土・日・祝日を除く)、FAX 088-621-2889

メール roudouiinkai@pref.tokushima.jp

くらしのコラム

左様であるのでお別れに
～さようなら、さよなら～

別れの時には「さようなら」というのだが、これは武士が訪問の帰りの挨拶であったようだ。話の切れ目など、潮時を見計らって「左様ならば、これにて失礼仕る（つかまつる）」。

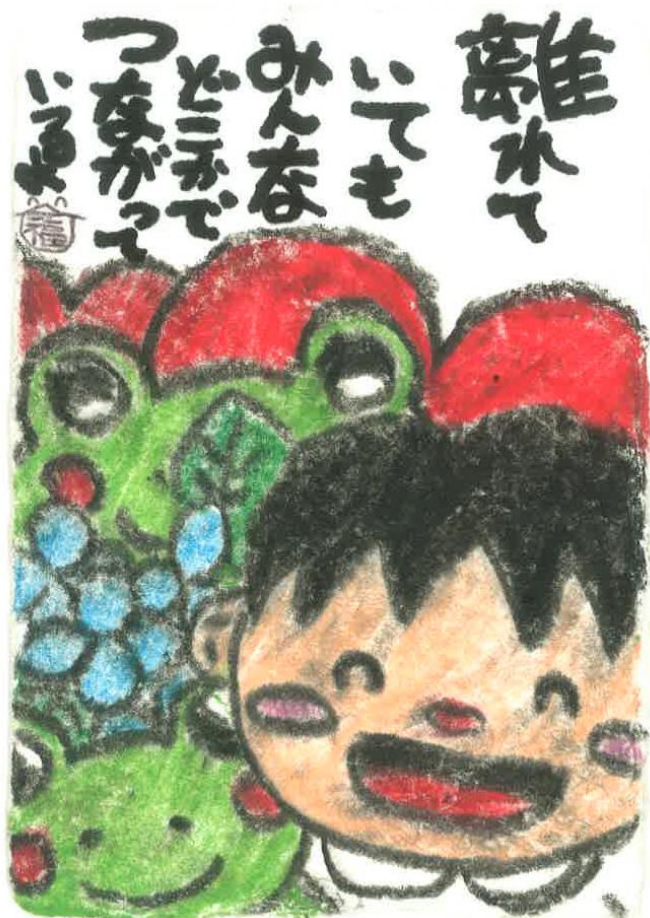
状況を見て「そのように区切りの良いところであるので」「良いタイミングなので帰ります」という挨拶であった。

「（左様）さようならば」が「さようなら」「さよなら」と簡素化された。

別れと言えば、「人生足別離」を「さよならだけが人生だ」（井伏鱒二）との訳詞が思い出される。はじめがあれば、必ず終わりがあるのである。出会いと別れが人生そのものなの。

終わり良ければすべてよし、という諺もある。

絵てがみ



くらしのサポーター 三原茂雄

くらしのサポーター 福谷洋介

リニューアルのお知らせ

くらしのサポーター通信

[2023年7月号]
NO.201

次回201号より、くらしのサポーター通信をリニューアルします。
最新の消費者トラブルなどの情報発信に力を入れ、消費者トラブルやエシカル消費、金融等の消費生活に関連した内容を学ぶことができるクイズコーナーも新設予定です！

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館 7階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ 📠 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

